

教育公報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 教職員課	1頁
	○ 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則 教職員課	1頁
	○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 教職員課	2頁
	○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 福利・給与課	4頁
公 告	○ 三重県教育委員会表彰規則の規定による表彰者 教育総務課	6頁
お知らせ	○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則 福利・給与課	6頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 福利・給与課	10頁
	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 福利・給与課	11頁

規 则

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十一日

三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県教育委員会規則第四号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の事故や進退に関する意見具申等)	(職員の事故や進退に関する意見具申等)
第八十四条 (略)	第八十四条 (略)
2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。 一・二 (略)	2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。 一・二 (略)
三 学校教育法第九条第一号又は第二号に該当することじんなつたとき。	三 学校教育法第九条第一号、第二号又は第四号に該当することじんなつたとき。
四・七 (略)	四・七 (略)

附 則

この規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十一日

三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県教育委員会規則第五号

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則（平成二十年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項に規定する手続に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項及び第四項に規定する認定（以下「認定」という。）について、事実の確認の方法その他認定の手続に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項及び第四項に規定する認定（以下「認定」という。）について、事実の確認の方法その他認定の手続に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十二日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

三重県教育委員会規則第六号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）（規格A4）

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名 前

印

年 月 日 生

附 則

- 1 この規則は、令和元年十一月十四日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十二日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

三重県教育委員会規則第七号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（学校医等の報酬）</p> <p>第二条 条例第二条第一号に規定する学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医（以下「学校医等」という。）並びに条例第二条第一号に規定する者の報酬は、別表の職種欄に掲げる職に対応する基本額、加算額欄及び加給額欄に掲げる額とする。ただし、予算上認められた学校医等の数を超えて学校医等を置く場合にあつては、別表の職種欄に掲げる職に対応する基本額及び加算額（以下「別表に掲げる基本額及び加算額」という。）の範囲内で三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める額とする。</p> <p>2 学校医等が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報酬を支給する。</p> <p>3 前項の規定により支給する場合の報酬の額は、別表に掲げる基本額及び加算額（第一項ただし書に該当する場合にあつては、教育長が別に定める額）を月割計算して得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の基本額及び加算額の算定は、現日数を基礎として日割により行う。</p> <p>4 学校医等の報酬は、別表に掲げる基本額及び加算額にあつては半期毎に二分の一の額を、同表に掲げる加給額にあつては半期毎に同表により算出した額を、半期終了の日の翌月の二十一日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。ただし、学校医等が離職し又は死亡した場合は、その際支給する。</p> <p>5 条例第二条第一号に規定する者の報酬の支給方法は、学校医等の報酬の支給方法との権衡を考慮し、教育長が別に定める。</p>	<p>（学校医等の手当）</p> <p>第二条 条例第二条第一号に規定する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに産業医（以下「学校医等」という。）の手当は、別表第一の職種欄に掲げる職に対応する基本額、加算額欄及び加給額欄に掲げる額とする。ただし、予算上認められた学校医等の数を超えて学校医等を置く場合にあつては、別表第一の職種欄に掲げる職に対応する基本額及び加算額（以下「別表第一に掲げる基本額及び加算額」という。）の範囲内で三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める額とする。</p> <p>2 学校医等が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの手当を支給する。</p> <p>3 前項の規定により支給する場合の手当の額は、別表第一に掲げる基本額及び加算額（第一項ただし書に該当する場合にあつては、教育長が別に定める額）を月割計算して得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の基本額及び加算額の算定は、現日数を基礎として日割により行う。</p> <p>4 学校医等の手当は、別表第一に掲げる基本額及び加算額にあつては半期毎に二分の一の額を、同表に掲げる加給額にあつては半期毎に同表により算出した額を、半期終了の日の翌月の二十一日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。ただし、学校医等が離職し又は死亡した場合は、その際支給する。</p>
	<p>（非常勤の講師及び助手等の手当）</p> <p>第三条 条例第二条第一号及び第三号に規定する者の手当の額は、別表第一の職種欄に掲げる職に対応する基本額及び加算額欄により算出した額とする。</p> <p>2 前項の手当の支給方法は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）及び公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「支</p>

(報酬)の支給制限)

第三条 一般職に属する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。）のうちから任命又は委嘱された者については、この規則に基づく報酬は支給しない。

第四条 · 第五条 (略)

職種		基本額	加算額	加給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
産業医				
その他非常勤職員	教育長が別に定める。	教育長が別に定める額	教育長が別に定める額	教育長が別に定める額

備考 学校医欄から産業医欄までに掲げる職に対応する基本額及び加算額は年額とする。

「給規則」という)の給料の支給方法に関する規定を準用する。ただし、手当の支給日は、給与期間の翌月の二十一日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)とする。

第三条の二 非常勤の講師及び助手が、学校の運営上
の都合により、別に支給規則第十三条第一項に規定
する宿直勤務又は日直勤務を命じられたときは、同
条第三項に規定する額を、前条の手当のほかに、手
当として支給することができる。

2 前項の手当の支給方法その他必要な事項について
は、支給規則第十三条第六項及び第八項の規定を準用する。

(手当)の支給制限

第四条 一般職に属する職員のうちから任命又は委嘱された者については、この規則に基づく手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者については、この限りでない。

第五条 · **第六条** (略)

職種	基本額	加算額	加給額
(略)	(略)	(略)	(略)
産業医	(略)	(略)	(略)

備考 この表に掲げる基本額及び加算額は年額とする。

別表第二（第三条關係）

職種	学歴免許資格経験等			基本額	加算額
非常勤の講師	医師及び歯科医師			一時間につき五、〇二〇円	第十六条の規定により算出された額
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学及び高等専門学校における職員(医師及び歯科医師を除く。)	准教授	教授	一時間につき五、〇二〇円	支給単位
	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による下記定める小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有する者	講師	准教授	一時間につき四、七二〇円	期間が一箇月である場合
	以上有するものとしての経験年数が十年未満の者	助教	講師	一時間につき三、九八〇円	の範囲内の額の支給手当
	以上有するものとしての経験年数が十年以上の者	助教	講師	一時間につき二、九八〇円	に定める額

常勤職員	非常勤の助手	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの	一時間に九一〇円
その他非常勤職員	教育長が別に定める。	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの	一時間に七一〇円

備考

- 一 特別支援学校の非常勤の講師については、この表の学歴免許資格経験等欄に掲げる免許状は、当該学校において必要とされる相当の免許状とみなす。
- 二 養護教諭免許状又は養護助教諭免許状を有する非常勤の職員として採用する場合にあつては、本表に準じてその手当額を教育長が別に定める額とする。
- 三 基本額欄に定める時間以外の時間にあつては、教育長が別に定める額とする。

附則

この規則は、令和元年四月一日から施行する。

公　　暁

三重県教育委員会表彰規則（昭和25年三重県教育委員会規則第33号）第2条の規定により次の者を教育功労者として令和元年10月24日に表彰しました。

令和元年11月12日

三重県教育委員会

- 1 学校教育功労 中世古 和久
三重県立津工業高等学校教諭
- 2 学術文化功労 稲本 紀昭
元津市文化財保護審議会会长
- 3 学校保健功労 山根 隆
学校歯科医

お　　知　　ら　せ

令和元年11月12日付け三重県公報第55号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則をここに公布します。

令和元年十一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号**

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）に基づき、職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第三条第五項の規定による報酬）

第三条 条例第三条第五項に基づき県委員会が人事委員会と協議して、予算の範囲内で別に定める報酬の額は、別表の職種欄に掲げる職に対応する報酬の額欄に掲げる額とする。

（地域手当に相当する報酬）

第四条 地域手当に相当する報酬の支給については、別に定める職員を除き、給与条例の適用を受けるもののうち常勤勤務に服する職員（以下「常勤職員」という。）の例による。ただし、地域手当に相当する報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三条第二項又は第五項の規定により日額で定める報酬（以下「日額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「日額職員」という。）の勤務一日当たりの地域手当に相当する報酬の額 日額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額（十円未満の端数四捨五入）
- 二 条例第三条第三項又は第五項の規定により時間額で定める報酬（以下「時間額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「時間額職員」という。）の勤務一時間当たりの地域手当に相当する報酬の額 時間額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額（十円未満の端数四捨五入）
- 三 条例第三条第四項又は第五項の規定により月額で定める報酬（以下「月額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「月額職員」という。）の勤務一月当たりの地域手当に相当する報酬の額 月額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額（一円未満の端数四捨五入）

2 前項各号に規定する支給割合については、県委員会が人事委員会と協議して定める。

（通勤手当に相当する報酬）

第五条 通勤手当に相当する報酬の支給については、別に定める職員を除き、常勤職員の例による。ただし、通勤手当に相当する報酬の額は、給与条例第十六条の規定の例により算出した支給単位期間が一月である場合の通勤手当の額の範囲内で県委員会が別に定める額とする。

（特殊勤務手当に相当する報酬）

第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬）

第七条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手当に相当する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。

- 一 日額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 日額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十九条に基づき定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額
- 二 時間額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 時間額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第二号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額
- 三 月額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 月額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第三号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を勤務時間条例第十九条に基づき定められた一月当たりの勤務時間で除して得た額

（宿泊直手当に相当する報酬）

第八条 宿泊直手当に相当する報酬の支給については、別に定める職員を除き、常勤職員の例による。

(条例第二条第五項の規定により報酬の額を定めた職員の手当に相当する報酬)

第九条 条例第三条第五項の規定により報酬の額を定めた職員の手当に相当する報酬については、第四条から前条までの規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して、予算の範囲内で別に定める。

(報酬の支給制限)

第十条 法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちから任命された者については、この規則に基づく報酬及び期末手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者又は法第三十八条の規定に基づく県委員会の許可を受けて勤務時間外に従事した者については、この限りでない。

(報酬の減額)

第十一条 日額職員、時間額職員又は月額職員の条例第四条第一項に基づく報酬の額は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 日額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を勤務時間条例第十九条に基づき定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額
 - 二 日額職員の勤務一日当たりの報酬の額 日額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額
 - 三 時間額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 時間額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第二号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額
 - 四 月額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 給与条例第二十八条の規定を準用して算定した額
- 2 条例第四条第一項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる期間について勤務しない場合とする。
- 一 勤務時間条例第十九条に基づく年次有給休暇及び特別休暇(有給休暇に限る。)の場合には、その休暇の期間
 - 二 前号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき報酬の額から減額しないことについて正当な理由があるものとして県委員会が人事委員会と協議して別に定める場合には、その定める期間

(報酬の支給方法等)

第十二条 報酬の支給方法は、常勤職員の例による。ただし、報酬の支給日は、給与条例第十三条に規定する期間の翌月の二十一日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たることは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)とする。

2 前項に定める期間における第四条及び前条第一項の報酬の額を算定する際、一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の支給対象外職員)

第十三条 条例第六条第一項前段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 基準日現在において、任用されている職における任用期間が通算して六月に満たない職員
- 二 基準日現在において、任用されている職における勤務時間条例第十九条に基づき定められた勤務時間が任用期間において一週間当たり平均十五時間三十分に満たない職員
- 三 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年二重県人事委員会規則二重県教育委員会規則第一号。以下「期末手当規則」という。)第一条各号に掲げる職員

2 前項第一号に規定する通算する期間については、県委員会が人事委員会と協議して別に定める。

第十四条 条例第六条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- 一 その退職し、又は死亡した日において、任用されていた職における任用期間が通算して六月に満たない者
- 二 その退職し、又は死亡した日において、任用されていた職における勤務時間条例第十九条に基づき定められた勤務時間が任用期間において一週間当たり平均十五時間三十分に満たない者
- 三 その退職し、又は死亡した日において、期末手当規則第一条各号のいずれかに該当する職員であつた者
- 四 その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となつたもの
 - イ 条例の適用を受ける職員(期末手当の支給対象者に限る。)
 - ロ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年二重県条例第一号。次号において「会計年度任用職員条例」という。)の適用を受ける職員(期末手当の支給対象者に限る。)
 - ハ 企業庁又は病院事業庁において、会計年度任用職員条例の適用の例による職員(期末手当の支給対象者に限る。)

第十五条 基準日前一日以内において条例の適用を受ける職員としての退職が二回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当の支給日)

第十六条 条例第六条第一項の規則で定める日は、期末手当規則第十四条に定める日とする。

(期末手当基礎額)

第十七条 条例第六条第二項の規則で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。

一 日額職員又は時間額職員 基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。）において職員が受けるべき報酬の額（条例第二条第二項から第五項までに定める報酬の額及び第四条第一項第一号又は第二号の規定により算定された地域手当に相当する報酬の額の合計額。次号において同じ。）を別に定める方法により月額に換算した額

2 二 月額職員 基準日現在において職員が受けるべき報酬の額
2 前項各号の規定により算出された期末手当基礎額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の支給割合)

第十八条 条例第六条第二項の規則で定める割合は、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の給与条例第二十二条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第十九条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（第十二条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間を除く。）とする。

2 前項の期間の算定については、期末手当規則第五条第二項の規定を準用する。

(在職期間の通算)

第二十条 基準日以前六月以内の期間において、期末手当規則第一条第二号イからヘまでに掲げる者（期末手当の支給対象者に限る。）が条例の適用を受ける職員となつた場合、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の通算については、前条第二項の規定を準用する。

(休職者の報酬等)

第二十一条 休職にされた職員は、別段の定めがない限り、いかなる報酬及び期末手当も支給しない。
(この規則によることが困難な場合の措置)

第二十二条 他の職員との均衡上、この規則の規定によることができない場合には、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

(実施に關し必要な事項)

第二十三条 この規則の実施に關し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

職種	学歴免許資格経験等	報酬の額		
非常勤の講師	医師及び歯科医師 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） に規定する大学及び高等専門学校における職員（医師及び歯科医師を除く。） 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号。以下「免許法」という。）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数を十年以上有するもの	教授 准教授 講師	一時間につき五、〇一〇円 一時間につき四、七一〇円 一時間につき四、五一〇円	一時間につき五、〇一〇円 一時間につき四、七一〇円 一時間につき一、九八〇円
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの			一時間につき一、九一〇円
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの			一時間につき一、七一〇円
その他非常勤職員	県委員会が人事委員会と協議して別に定める。			県委員会が人事委員会と協議して別に定める額

備考

- 一 特別支援学校の非常勤の講師について、この表の学歴免許資格経験等欄に掲げる免許状は、当該学校において必要とされる相当の免許状とみなす。
- 二 養護教諭免許状又は養護助教諭免許状を有する非常勤の講師について、当該養護教諭免許状又は養護助教諭免許状は、この表の学歴免許資格経験等欄に掲げる教諭免許状又は助教諭免許状とみなす。
- 三 非常勤の講師の報酬の額は、条例第三条第六項に規定する地域手当に相当する報酬を含めた額とする。
- 四 報酬の額欄に定める時間以外の時間にあつては、教育長が別に定める額とする。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹廣川博子
三重県教育委員会教育長 恵田子

三重県人事委員会規則 第六号
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十年三重県人事委員会規則 第一號）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常時勤務に服することを要しない者の勤務時間）</p> <p>第一条の二 条例第二条第二項及び条例第十条第二項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が職員について定められている勤務日数以上ある月（条例第七条第一項及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第六項に規定する場合を含む。）とは、雇用関係が社会通念上継続していると認められ、条例第二条に規定する常時勤務に服することを要する者（以下この項において「常勤職員」という。）について定められている勤務時間以上勤務した日が常勤職員について定められている勤務日数以上ある月とする。</p> <p>2 条例第二条第二項に規定する法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日には、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項の週休日を含まず、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十九条第一項の祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含むものとする。</p> <p>（規則で定める者）</p>	<p>（常時勤務に服することを要しない者の勤務時間）</p> <p>第一条の二 条例第二条第二項および条例第十条第二項第一号に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ休暇を与えられた日を含む。）が二十二日以上ある月（条例第七条第一項および公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第六項に規定する場合を含む。）とは、雇用関係が社会通念上継続していると認められ、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が二十二日以上ある月とする。</p> <p>2 条例第二条第二項に規定する法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により勤務を要しないこととされ休暇を与えられた日には、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項の週休日を含まず、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十九条第一項の祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含むものとする。</p> <p>（規則で定める者）</p>

第十条の二 条例第十条第一項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
一 (略)

二 五 (略)

第十条の二 条例第十条第一項に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

一 (略)
二 法第二十八条第四項の規定による失職(法第六十六条第一号に該当する場合に限る。)又はこれに準じる退職をした者

三 六 (略)

第一号様式から第一号様式の十までの規定中「A列4版」を「日本産業規格A4」に改める。

第二号様式中「A列4型」を「日本産業規格A4」に改める。

第三号様式中「A列4番」を「日本産業規格A4」に改める。

第四号様式から第六号様式までの規定中「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

第八号様式中「A列4型」を「日本産業規格A4」に改める。

第十号様式中 「生年月日・性別」 を 「生年月日」 に、「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式中「A列4型」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式の二及び第十一号様式の二中「A列4番」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式の四から第十一号様式の七までの規定中「A列4版」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式の八から第十一号様式の十三までの規定中「A列4番」を「日本産業規格A4」に改める。

第二十二号様式中「A列4型」を「日本産業規格A4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条の二の改正規定は、令和元年十一月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹川博
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則 第七号
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年三重県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第二条 条例第十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。	第二条 条例第十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

	<p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、臨時又は非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの</p>
	<p>イ 木 略</p>
第八条 第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。	<p>イ 木 略</p>
	<p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p>
2 二 略	<p>イ 木 略</p>
	<p>第八条 第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p>
2 二 略	<p>イ 木 略</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当の支給を受ける職員）	（期末手当の支給を受ける職員）
第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年三重県条例第十号。以下「条例」という。）第二十二条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第二十三条の一各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年三重県条例第十号。以下「条例」という。）第二十二条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第二十三条の一各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
一 二 略	一 二 略
九 四 八 略	四 臨時職員（条例第十九条の規定の適用を受けれる職員をいう。ただし、三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるものを除く。）
九 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第二号）第二条第一号の規定により休職にされている職員のうち三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員をいう。）	十 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第二号）第二条第一号の規定により休職にされている職員のうち県委員会が人事委員会と協議して定める職員をいう。）
十 略	十一 略

第二条 条例第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 (略)

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるものの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの

イ・ロ (略)

ハ 会計年度任用職員又は公立学校会計年度任用職員

二 (略)

（期末手当に係る在職期間）

第五条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一・二 (略)

三 第一条第八号から第十号までに掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

四 第一条第三号から第五号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

五 (略)

第六条 基準日以前六箇月以内の期間において、第二条第二号（イ及びハに掲げる者を除く。）又は同条第三号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合（同条第三号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてこれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

2 (略)

（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二 (略)

第二条 条例第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 (略)

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、臨時又は非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの

イ・ロ (略)

ハ (略)

（期末手当に係る在職期間）

第五条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一・二 (略)

三 第一条第九号から第十一号までに掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

四 第一条第三号から第六号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

五 (略)

第六条 基準日以前六箇月以内の期間において、第二条第二号の口から木まで及び同条第三号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合（同条第三号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてこれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

2 (略)

（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二 (略)

2 第二条第二号（イ及びハに掲げる者を除く。）に掲げる者又は同条第三号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 条例第二十四条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第二十四条第五項において準用する条例第二十三条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一一（略）

一二 第一条第二号から第五号までのいずれかに該当する者

三・四（略）

五 第一条第八号から第十号までのいずれかに該当する者

第八条 条例第二十四条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

一（略）

二 第二条第二号（ハに掲げる職員を除く。）及び第三号に掲げる者

二（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条（略）

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。

一 第一条第三号から第五号までに掲げる職員として在職した期間

二（略）

三 第一条第八号から第十号までに掲げる職員として在職した期間

四・十二（略）

2 第二条第二号から木までに掲げる者又は同条第三号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 条例第二十四条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第二十四条第五項において準用する条例第二十三条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一一（略）

一二 第一条第二号から第六号までのいずれかに該当する者

三・四（略）

五 第一条第九号から第十一号までに該当する者

第八条 条例第二十四条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

一（略）

二 第一条第二号及び第三号に掲げる者

2（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条（略）

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。

一 第一条第三号から第六号までに掲げる職員として在職した期間

二（略）

三 第一条第九号から第十一号までに掲げる職員として在職した期間

四・十二（略）

附 則

この規則は、令和元年十一月十四日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和二年四月一日から施行する。